

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：14501
研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2010～2013
課題番号：22530081
研究課題名(和文)市場法としての契約法—競争・情報・不確実性—

研究課題名(英文)Risk, Information and Incentive in Market-Oriented Contract Law Theory

研究代表者

山本 顯治 (YAMAMOTO, KENJI)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50222378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：民法570条の瑕疵担保責任規定を巡る従来の法定責任説・契約責任説の根幹を洗い直し、瑕疵担保責任の経済的機能に焦点を置いた新たな理論枠組みを呈示した。特に、(1)瑕疵担保責任のリスク・シェアリング機能、(2)シグナリング機能、(3)ダブルモラルハザード状況におけるインセンティブ機能を明らかにした。本研究により、「各種厚生阻害要因への制度的対応として設計されたものが契約法である」との新しい見解が提示された。また、経験財における非対称情報という日常取引において広範に存在する厚生阻害要因への制度的対応として設計されたものが570条であるとの新たな見解が明らかにされた。

研究成果の概要(英文)：This research explicates functions of warranty law through the perspective of "market oriented contract law". Warranty law has following three main functions in markets. 1. Risk-sharing functions. 2. Signalling functions. 3. Incentive functions in double-sided moral-hazard situations. These new economic perspectives are fundamentally important to interpret warranty rules with its impact on market transactions.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：契約法 瑕疵担保責任 契約責任 市場法 情報の非対称性 リスクシェアリング シグナリング インセンティブ

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初、我が国の民法理論・契約法理論は、「市場」が民法学において有する意義をもはや看過しえなくなったという点において、大きな転換期を迎えていた。そこでは、市場メカニズムと連動した紛争類型に対応できるだけの契約法理論、とりわけ契約責任論・救済法理論の構築が民法学における喫緊の課題となっていた。しかし、従来の民法理論・契約法理論は「市場」を把握・分析するために必要とされる新たな理論枠組み・解釈理論の構築においておよそ十分とは言えない状況にあった。「市場」の構造・機能を踏まえた契約法・契約責任論を構築するためには、隣接諸科学とりわけ経済学の知見を取り入れることが不可欠となる。しかし、研究開始当時のわが国契約法学においては、経済学の知見を取り入れ契約法理論を構築しようとする研究は十分な展開を見ていなかった。

(2) 他方、欧米諸国においては、経済学的知見を積極的に法律学に導入すべきとする「法の経済分析」研究は大きな展開を見ていた。この研究動向はこれまで米国を震源地としていたが、大陸法を代表するドイツ法においても大きな関心が寄せられている状況にあった。ドイツ法はそれまで経済学の導入に対し慎重な態度を見せてきた。しかし、ヨーロッパ統合を背景とした法統一の流れ、さらにはグローバル化における世界的規模での市場原理の拡張という状況に直面し、「市場」分析に蓄積を持つ英米の理論枠組みをもちや無視することはできなくなり、伝統的私法理論の再編が重要な課題となっていた。その際、市場という視点を取り入れた私法理論の再編、さらには英米的法原理への対応という要請に応えるものとして、ドイツにおいては次世代研究者を中心に「法と経済学」研究が急速に進展しつつあった。

2. 研究の目的

このような背景のなかで、これまで研究代表者は交渉や競争、不確実性、消費者・投資家の認知に存在するバイアス、ヒューリスティックに着眼しながら、市場化社会における新たな契約法理論および不法行為法理論を検討してきた。そこでは、完全競争市場における対称情報下での契約取引をベンチマークとしながら、例えば、市場において「不確実性」や「情報の非対称性」の存する状況における取引の問題点を明らかにし、かかる問題に対応するための制度的手当として契約法はいかに設計・解釈されるべきかを具体的解釈問題を取りあげ検討することが重要な課題となっていた。この中、本研究の目的は、「市場法としての契約法」という観点から、新たな契約責任論・救済法理論を展開することであった。

3. 研究の方法

本研究は、契約法を「市場」という場のなかでそれが果たす機能の観点から把握し直し、かかる視点に基づきわが国における従来の契約責任論を批判的に検討し、市場における機能の観点から契約責任論・救済法理論を構築することを目的とする。この目的のためには、ミクロ経済学、行動経済学の知見を参照しつつ、これまでの契約法理論を検討することが必須となるが、そのためには、(1)わが国判例の分析、(2)わが国の従来の契約法理論の検討、(3)欧米の「法の経済分析」の成果の検討、(4)ミクロ経済学・行動経済学等における研究成果に関する学際的検討が研究方法として必須となる。

4. 研究成果

(1) 本研究は、「市場」という視点を取り入れながら、新たな契約責任論・救済法理論を展開したものである。研究期間中公表された研究成果を概観すると、発表論文¹では、80年代以降、欧米において飛躍的な発展を見た「契約の経済学」の知見を参照しつつ展開された「契約法の経済分析」の成果を検討し、その骨格となる理論枠組み、解釈論的帰結の一端をあきらかにした。発表論文²では、債務不履行における損害賠償という救済方法に焦点を当て、「契約締結後の経済的条件の変化により履行を強制することがかえって非効率を生む」といういわゆる「効率的契約違反」の問題を取りあげた。そこでは、「契約締結にあたり一方当事者によりなされる信頼投資」を効率的に促進するという目的との関連で、契約違反に関する救済方法をどのように設計・解釈すれば、効率的な結果が実現されるかにつき、いくつかの解釈論的提言を行った。発表論文³では、投資家のリスクに関する認知バイアスが、特に損失を被った投資家をリスク愛好的な性癖に陥らせ、その結果「損失を被った投資家ほど、さらなる損失を被りやすい」ことを判例を掲げつつ検討した。さらに、発表論文⁴では、民法570条の瑕疵担保責任規定を取りあげ、瑕疵担保責任の経済的機能に着眼した構造論を展開し、対市場効果という観点から望まれる損害賠償の内容を明らかにした。

これらの研究は、いずれも「市場における契約法の機能」の具体的内容を示す研究成果である。

本研究の結果、契約法を市場という場のなかでそれが果たす機能に焦点を置いて考察し、なかでも、当該取引において存在する情報の非対称性や不確実性、契約当事者の認知バイアスが当該取引にどのような影響を与え、また、市場にどのような影響を与えるのかを考えながら、かかる影響に対する制度的対応策として契約法を捉え直すべきであるとの見解を具体的な形で呈示した。研究期間中公表された論文の中でも、特に論文⁵は、この「市場法としての契約法」という考え方を最も良く表す成果であるので、以下では

論文の内容を中心に、研究成果内容を具体的に見る。

(2) わが国の瑕疵担保責任をめぐる従来の議論においては、法定責任説・契約責任説という法的性質論が、570条の要件論・効果論を強く規定していたところ、このような従来型の理論枠組みでは、瑕疵担保責任規定が現実の取引において広く用いられている経済的合理性に関する説明をなすことができず、それ故に瑕疵担保責任が現実の経済取引において果たしている機能についても、買主保護ないし取引安全保護以上の説明をなすことができないとの問題が存在する。これに対し、

論文は、瑕疵担保責任の経済的機能に着眼することを通じて、瑕疵担保責任が個々の契約当事者間でいかなる機能を果たしているかという点のみならず、瑕疵担保責任が市場において果たしている機能、つまり瑕疵担保責任の「対市場効果」を射程に入れた検討を行った。これにより、570条は415条と比較して、「いかなる点に特則性が存在するか」(特則性の所在)という点、および、「そのような特則を設けることの正当化根拠・合理性はどの点に存在するか」(特則の存在根拠)さらに、対市場効果という観点から望まれる損害賠償の内容について民法学の先行研究に見出すことのできない新たな見解を提示した。従来の瑕疵担保責任を巡る論争においては、「特則性の所在」と「特則の存在根拠」の相違については十分に意識されず、それらが混在したまま議論がなされていた。本論文は、従来の法定責任説と契約責任説は「特則性」においては先鋭な対立を見せるものの、「特則の存在根拠」においてはいずれも「有償契約における対価的均衡保護」という共通した根拠に基づいていることを明らかにした。

(3) 論文は、これまでのわが国契約法学において、瑕疵担保責任の基盤には、「有償契約における対価的均衡保護」という基本原理が当然のこととして措定されていることを明らかにしたが、従来の考え方は、当該契約の二当事者を念頭においてかかる原理の妥当性を暗黙裡に前提とするものであった。しかし、瑕疵担保責任の機能や対市場効果に焦点を当てて検討を試みる研究はこれまでの契約法学においては存しなかった。これに対し、本論文は、70年代末から欧米において展開を見た「ワランティー・瑕疵担保責任の経済分析」の成果に着眼し、瑕疵担保責任の経済的機能、対市場効果について立ち入った検討を行った。この時、瑕疵担保責任は様々な機能を有するが、瑕疵担保責任が、リスク・シェアリング機能、シグナリング機能、ダブル・モラルハザード状況におけるインセンティブ機能を有するとする点において、欧米の研究は見解の一致を見ている。

(4) まず、引渡後一定期間の使用を経てはじめて瑕疵の有無が判明するいわゆる「経験財」については、リスク中立的な売主がリスク回避的な買主から瑕疵リスクを瑕疵担保

責任規定を通じて引き受けることにより、売主はリスクプレミアムを得、買主はリスク回避によって効用を増大する。また、瑕疵担保責任を付した契約が広く市場に用いられることにより、市場全体における厚生も改善される。このように市場における効率的なリスク配分(リスク・シェアリング)を実現する法的装置として瑕疵担保責任は機能する。

(5) 次に、目的物の品質に関する情報の非対称性が存することにより、買主に逆選択が生じ、市場が縮小することで社会的厚生が阻害されることを回避するための法的装置として瑕疵担保責任は機能する。瑕疵担保責任は売主が買主に品質を伝達するためのシグナルとして機能するという、いわゆる「シグナリング効果」を有する。ここでは、情報の非対称性が存する状況において、瑕疵担保責任が「市場の成立」のための重要な制度的条件として機能することが明らかにされ、「市場における瑕疵担保責任の機能」が鮮明に示される。

(6) 瑕疵担保責任の第三の機能が「インセンティブ付与機能」である。特に、売主の品質改善にあたっての注意水準のみならず、買主の購入後の目的物使用にあたっての注意水準のいずれもが、目的物の瑕疵確率に影響を与えるという状況においては、売主の注意水準を買主が観察できないことによる売主側のモラルハザードと、買主が目的物の使用にあたって払った注意水準を売主が観察できないことによる買主側のモラルハザードが同時に生ずる「ダブル・モラルハザード」が発生し、この点を考慮した瑕疵担保責任の設計・解釈が問われる。

(7) 以上の検討から、公表論文は、特則性の所在、特則の存在根拠、さらに損害賠償の内容につき、新たな見解を提示した。

第一の特則性の所在については、415条が一般的に債務者の不履行責任を規定したものであり、そこで想定されている不履行・義務違反は経験財における情報の非対称性に起因するものに限定されていない。これに対し、570条はその要件たる「隠れた瑕疵」に象徴的に示されるように、経験財における情報の非対称性を原因として発生する厚生阻害に焦点を当てた制度的対応という点に特則性を有する。

第二の特則の存在根拠については、厚生阻害要因とした経験財における情報の非対称性は取引あるところ必ず存在するといつてよいほどに普遍的に見出されるところ、市場を成立させ当事者および市場の厚生を改善するためには、法制度による対処が必須である点に求められる。取引目的物の品質に関する情報の非対称性が存する場合には、引渡後の使用と瑕疵ある場合の救済が保証されてはじめて、リスク回避的な買主は安心して経験財の取引を行うことが可能となり、それがひいては経験財に関する市場を成立・拡大させ、市場における総厚生を改善する。このよ

うに、市場を成立・拡大させ、リスク回避的な買主が安心して取引に参加できるための制度的条件として瑕疵担保責任が機能することが570条という特別規定の存在根拠、正当化根拠となる。

第三に、かかる機能的観点から570条における救済方法についても重要な帰結が導かれる。本研究は、570条の要件のみならず救済方法もまた、非対称情報という厚生阻害要因への制度的対応という瑕疵担保責任の機能に着眼して検討されるべきことを明らかにした。そして、厚生阻害要因を克服し社会的厚生を増大させるために、570条の損害賠償としては、「瑕疵を理由として買主に発生する全損害を賠償範囲としつつ、そこに締約時における売主の予見可能性による制約を課す」(本研究は、これを「全部賠償」と呼ぶ。)ことをもって原則とすべきとした。

(8)以上をまとめると、論文に代表される本研究の成果は、「各種厚生阻害要因への制度的対応として設計されたものが契約法である」との新たな知見を呈示し得たことにある。かかる知見の一適用例として、経験財における非対称情報という日常取引において広範に存在する厚生阻害要因への制度的対応として設計されたものが570条であるとの新たな理解も導かれる。また、本研究は、従来の、「二当事者間の利益調整ないし消費者保護のための契約責任」という暗黙裡に前提とされてきた理解の不十分さを明らかにする。それはまた、瑕疵担保に代表される契約責任制度を消費者保護の観点から、売主に「外在的に課される制約」としてのみ理解する見解の狭隘さを明らかにするものでもある。これに対し、本研究は、例えば、自社製品の優良性を伝達し市場における自社製品の差別化を図ろうとする業者にとってのビジネス戦略上のツール、つまりマーケティングツールとして瑕疵担保責任を理解することを可能にする。これにより優良企業とそうでない企業の差別化を図り、市場の質を改善させることによる「市場を通じた消費者保護」を図ることもまた契約法学の取り組むべき重要な課題であることを正しく認識できるようになる。このように、本研究は、「二当事者間での個別的正義・衡平の実現手段としての契約責任」という考え方から、「市場の中での契約責任」という考え方へ、即ち、「市場法としての契約法」という考え方へと契約法学の思考のフロンティアを広げるものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 9 件)

山本顯治、「市場法としての契約法と瑕疵担保責任」、神戸法学雑誌 63 巻 1 号、(2013 年 6 月) 1-69 頁、査読無し。

http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81005330

山本顯治、「モデル分析と意思の規範化に

ついて 二つのコメントへのリプライ」、『法の理論 30』、(成文堂・2011 年) 263-269 頁、査読無し。

山本顯治、「講演：行動経済学と勧誘規制法理」、先物取引被害研究 37 号、(2011 年) 7-23 頁、査読無し。

山本顯治、「巻頭言：投資家の心理メカニズムと勧誘規制法理」、先物取引被害研究 37 号、(2011 年) 1 頁、査読無し。

山本顯治、「書評 石川博康著『「契約の本性」の法理論』」、ジュリスト 1424 号、(2011 年) 109 頁、査読無し。

山本顯治、「關係的契約理論による損害賠償の試み 私的自治の射程」、『法の理論 29』(成文堂・2010 年) 43-68 頁、査読無し。

山本顯治、「シュッミット - リンブラー再読 交渉秩序と競争秩序」、『高等研究報告書スナマとシステム 知のあり方』、(2011 年) 123-149 頁、査読無し。

内野耕太郎 = 山本顯治、「契約の経済学と契約責任論(下)」、NBL942 号、(2010 年) 11-21 頁、査読無し。

内野耕太郎 = 山本顯治、「契約の経済学と契約責任論(上)」、NBL943 号、(2010 年) 28-35 頁、査読無し。

〔学会発表〕(計 2 件)

山本顯治、「コメント」、日本消費者法学会第 5 回大会シンポジウム「消費者撤回権をめぐる法と政策」(2012 年 10 月 27 日、慶應義塾大学)

山本顯治、「投資家の非合理性と投資勧誘行為の違法性～法と行動経済学の出会い」、先物取引被害全国研究会第 65 回大会、(2011 年 4 月 1 日、パシフィックホテル沖縄)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 顯治 (YAMAMOTO, Kenji)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50222378

(2) 研究分担者：なし

(3) 連携研究者：なし